

都島区まちづくりビジョン2040の実現に向けたまちづくりの実装にかかる調査業務委託 仕様書

1 業務名称

都島区まちづくりビジョン2040の実現に向けたまちづくりの実装にかかる調査業務委託

2 目的

都島区では、区民の満足度・幸福感の向上につながる都市の発展をめざし、今後到来するまちの長期的な変化に対応しながら、新たな都島区のイメージやまちの魅力の創出、育成、醸成などにつながる施策・事業に多面的に取り組むため、長期的な視点での区の将来像を示す、目標年次を2040年とする「都島区まちづくりビジョン2040」（以下「まちづくりビジョン」という）の策定を、令和8年（2026年）7月頃に予定している。

昨年度は、都島区で活動されている方や民間事業者へのヒアリングやワークショップ、区主催のイベントでのアンケート調査等を通して意見収集を行い、様々なデータの分析と合わせて、まちづくりビジョンに落とし込むとともに、先行的に京橋公園で行った実地調査では、京橋エリアでまちづくり活動をされている方と連携して企画、運営を行ったところである。

本業務委託では、まちづくりビジョンの実現に向けて、ターゲットエリアにおける取組の支援、他のエリアへの展開を試行的に行うとともに、区内まちづくりプラットフォームの構築に向けた検討、試行、まちづくりビジョン実現への参画促進、展開検討を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

4 業務範囲

都島区全体

5 業務内容

(1) ターゲットエリアにおける地域まちづくり支援

まちづくりビジョンにおいて、区のシンボリックなエリアとして、京橋公園を中心とするエリアをターゲットエリアとして設定しており（参考：京橋公園周辺のターゲットエリアのイメージ^{仕様書別紙1}）、昨年度は、京橋公園周辺ににぎわいを生み、周辺の回遊性を高めるためのパイロット・プロジェクトとして京橋公園を活用した実地調査を行った。

実地調査では、京橋エリアでまちづくりに関する活動を行っている有志の方々

と連携して、緩やかなチーム「Green Oasis 都島」を立ち上げ、マルシェやステージイベント、こども向けのブース等の多様なコンテンツを、メンバーがやってみたいことを実現する場として、主体的に企画・運営するとともに、人工芝やカフェチェア、カフェテーブルなどで滞留空間としての設えを行った。また、京橋公園地下の商業施設であるコムズガーデン（運営・管理：大阪地下街株式会社）と連携することで、地上階と地下階の回遊性の向上を図る取組も行ったところである。

本業務では、昨年度の取組の成果を踏まえ、以下について実施すること。

①持続可能な活動に向けた方策検討

「Green Oasis 都島」が実施した京橋公園での取組みを持続可能な体制構築を図るとともに、大阪市上位計画と連携する当区まちづくりビジョンの実現に寄与する方策を検討すること。

②京橋公園での社会実験の企画、実施

①で検討した方策の試行として、京橋公園での社会実験を企画し、実施すること。

- ・企画の内容、検討過程は、まちづくりビジョンに沿ったものとする
- ・企画にあたっては、「Green Oasis 都島」の現メンバーに限らず、参加意向がある個人、団体、企業等と適宜連携し、調整、コーディネートすること。
- ・企画した社会実験の準備、設営、運営、撤収等を行うこと。
- ・公園利用者の安全確保や周辺地域への配慮といった基本的な事項への対応や、関係機関や大阪市関係部署との事前協議、必要な申請、届出にかかる資料作成、保険への加入等、社会実験の実施にあたり必要な事項は本業務に含む。（申請については原則発注者が行う）

③京橋公園での社会実験の検証

②の結果を検証し、①で検討した内容を見直し、提案すること。

(2) ターゲットエリアでの取組の他のエリアへの展開の検討、試行

「Green Oasis 都島」が実施している取組を、ターゲットエリア外に展開することを検討し、試行すること。

- ・検討、試行にあたっての留意事項は5（1）②と同様とする
- ・都島区北部で取り組んでいる、「都島 Meets NATURE プロジェクト」との連携も検討すること

（参考）都島 Meets NATURE プロジェクト ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000673410.html>

(3) 区内まちづくりプラットフォームの構築に向けた検討、試行

まちづくりビジョンにおいては、具体的なまちづくりの立ち上げと並行して、区内のまちづくりプラットフォーム、「みやこじまFanプール」を構築することとしている。（参考：「みやこじまFanプール」のイメージ^{仕様書別紙2}）

本業務において、「みやこじまFanプール」のあり方を検討し、試行すること。検討、試行にあたっては、以下に留意すること。

- ・「みやこじまFanプール」の持続可能な組織としての仕組みやあり方の検討を行い、試行的な取組を行うこと
- ・あり方検討にあたっては、必要に応じて関係者へのヒアリング、有識者への意見聴取、他都市事例の収集等の情報収集を行うこと
- ・あり方検討のうち、事務支援を行うこととしている中間支援組織の役割、担い手については、より具体的に踏み込んだ検討をすること
- ・区民、区内就業者、民間事業者、専門家、行政関係者等を集め、「みやこじまFanプール」の構築につながる、情報交換・意見交換を行う機会を設けること

(4) まちづくりビジョン実現への参画促進、展開検討

まちづくりビジョンにおいて、めざしたい都島区の2040年の姿を可視化するところであるが、それを実現するためには、区民や民間事業者をはじめ、都島区に関わる、より多くの方々の協力や行政関係者との連携が必要である。

めざす将来像の解像度を高め、実現に向けた取組を進めていくため、本業務において、ワークショップ等による意見収集や関係者との情報交換・意見交換を行うとともに、まちづくりビジョンに関する取組状況を広く共有するための情報発信を行うこと。

また、集めた意見等をまとめ、今後の取組の進め方を検討、提案すること。

(5) 報告書の作成

上記検討経過、検討結果をまとめた報告書を作成する。

6 提出書類

(1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
 - ・業務責任者通知書 1部
 - ・業務計画書 1部
- 業務着手通知書及び業務責任者通知書は契約締結後速やかに、業務計画書は契約締結後14日（休日等除く）以内に作成し、発注者に提出しなければならない。

- 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
- ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画 ⑤打ち合わせ計画
 - ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準
 - ⑧連絡体制（緊急時含む） ⑨業務経費積算内訳書 ⑩その他必要事項
- ・業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約締結後、14日以内（休日等除く）に、発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに発注者に提出しなければならない。

（2）業務の実施中に提出する書類

- ・貸与品借用書・返納書（随時）
- ・業務に関する打ち合わせ議事録（随時）

（3）業務の完了時に提出する書類

- ・業務完了報告書 1部
- ・納品書 1部
- ・テクリスに基づき、発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録機関に登録後、「登録内容確認書」をダウンロードし、契約期間内に発注者に提出しなければならない。

7 成果品

受注者は業務が完了した時は、次の成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。また、提出方法については別途発注者と相談すること。

- ・報告書：A4判（A3片袖折り含む）5部
- ・上記の電子データ（CD-R）一式
- ・その他発注者が必要と認めるもの

8 打ち合わせ協議

業務にかかる打ち合わせは、業務着手時、中間時、業務最終報告時の対面またはMicrosoft Teams等WEB方式での実施のほか、業務遂行上必要となる発注者への確認など、適宜、Microsoft Teamsや電子メール等により実施するものとし、業務に関する打ち合わせ議事録の整理は受注者が行い、速やかに発注者へ提出するものとする。

9 受注者の責務

受注者は業務の遂行にあたり、発注者と緊密に連絡を取りながら、次に掲げる事項に留意して業務を円滑に遂行できるよう万全を期すること。

(1) 個人情報の取り扱いについて

本業務の実施にあたり知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また契約終了後においても適切に管理し、第三者への提供や本事業以外の目的に使用してはならない。

また、受注者は、個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに発注者にその旨を報告すること。

(2) 公正・中立性の確保について

業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保すること。

10 権利処理

文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定めるものを含む。）は発注者に譲渡されるものとし、受注者が権利を有する著作物については、受注者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受注者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。

なお、著作物の許諾の範囲は以下のとおり。

- ・受注者より受領した著作物を、発注者が複製のうえ配布すること。
- ・発注者が文書・資料を収録した電子媒体を配布すること。
- ・発注者が文書・資料をWEB上に公開し配布すること。
- ・発注者が会議等において文書・資料を用いて発表すること。また、それらを用いて作成した資料を配布すること。
- ・文書・資料を用いた会議風景等を撮影した映像・写真をWEB上に公開すること。
- ・発注者が認めた機関の展示施設で閲覧に供すること。
- ・発注者が認めた機関が所有するサーバーに文書・資料を配布し、当該機関がWEB上に公開・再配布を行うことを許諾すること。

11 委託料の支払い等

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

業務委託料の支払いは、業務の履行確認後、発注者による検査に合格した場合に、契約金額を支払う。

12 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

なお、契約の解除にあたり、次の契約事業者が業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支

障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎ及び履行すること。

- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、発注者の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、発注者が必要と認める場合

13 再委託に関する特記事項

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 その他

(1) 各種成果品の提出について

- ・Microsoft Office Word、Excel、PowerPointを使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

- ・外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。
- ・提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。
- ・成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(2) 各種特記仕様書について

本契約の履行に際して、**仕様書別紙3**「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨を踏まえ、「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」を遵守するとともに、受注者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成AIを利用する場合は、「生成AI利用に関する特記仕様書」を遵守すること。

- (3) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進のため合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」**仕様書別紙4**を作成し、提出すること。

(4) その他

業務遂行中に疑義が生じたときは速やかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(5) 本仕様書に定めのない事項について

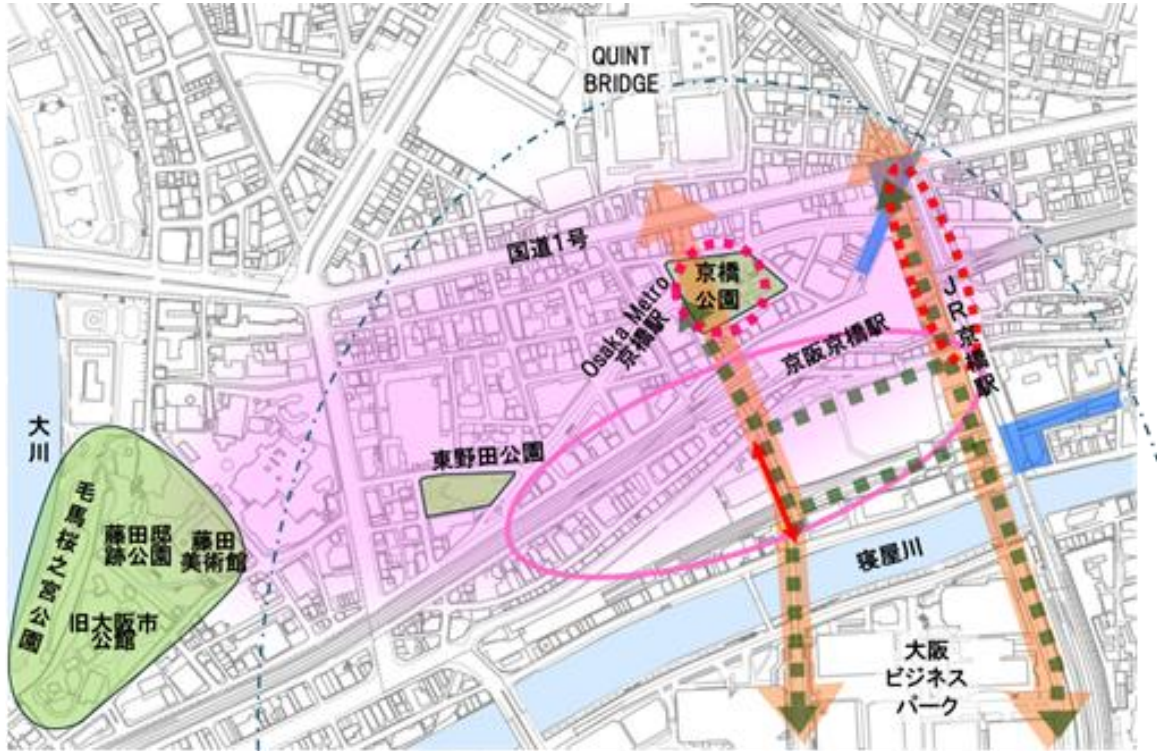
大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

15 事業担当

〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20（1階10番窓口）

大阪市都島区役所総務課（政策企画）電話：06 - 6882 - 9916 FAX：06 - 6882 - 9787

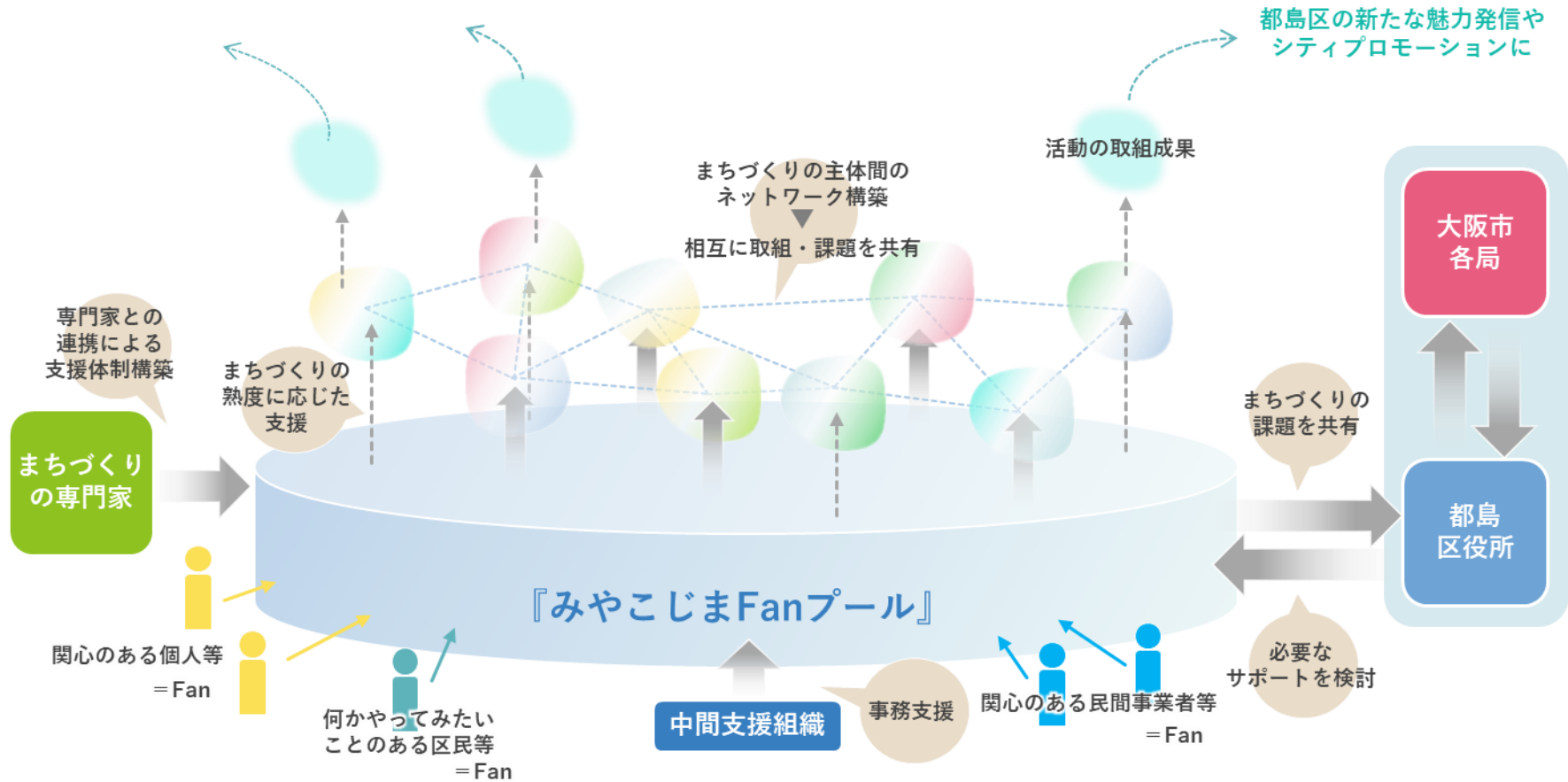
ターゲットエリアのイメージ



- ターゲットエリア
- 公園などの魅力資源

- 大阪城公園周辺地域まちづくり方針の位置づけ
- 賑わい拠点
 - 歩行者の主動線 (土地利用方針)
 - 人中心の駅前空間・拠点
 - 歩行者のネットワーク (基盤整備方針)
 - 国際的な集客・滞在・商業空間
 - 交通結節点
 - 地区内南北道路の整備
 - スタートアップ・ベンチャーエリア

参考：「みやこじま Fan プール」のイメージ



【職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書】

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

障がいを理由とする差別の解消の推進のため
合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月 日	講師・研修方法	時間（分）	対象（受講人数）